

○内閣府令第 号  
財務省

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十九条の四第一項の規定に基づき、預金保険法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣 鈴木 俊一

預金保険法施行規則の一部を改正する命令

預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(決済債権者)	(決済債権者)
<p>第二十四条の二 法第六十九条の四第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める者は、法第一百二十六条の二第二項第一号に規定する外国銀行支店、農林中央金庫及び資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項に規定する資金移動業者とする。</p>	<p>第二十四条の二 法第六十九条の四第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める者は、法第一百二十六条の二第二項第一号に規定する外国銀行支店及び農林中央金庫とする。</p>

附 則

この命令は、公布の日から施行する。